

情報提供

那医発第 349 号
令和 5 年 9 月 5 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 喜納 美津男

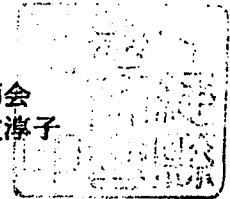


平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する Q&A (vol. 2) の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)
.....記.....

沖医発第 850号
令和 5年 9月 4日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子



介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び 介護職員等ベースアップ等支援加算に関する Q&A (vol.2) の送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。
本件は、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する Q&A (vol.2) についての通知となっております。
介護職員等ベースアップ等支援加算については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることが要件とされております。
今回の Q&A では、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップ加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合の考え方が示されたとの事です。
回答では、原則として、速やかに賃金規定を改定しベースアップ等の増額の措置が図られなかった場合、要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要とされております。
ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情で加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規定の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合はこの限りではなく、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である旨が示されております。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
なお、処遇改善加算等に関する Q&A につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルームに掲載されております事を申し添えます。

記

日本医師会ホームページメンバーズルーム
<https://med.or.jp/japanese/members/kaigo/r04kaitci/index.html>

- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する Q&A (vol.2) の送付について
(令和 5 年 8 月 23 日 (日医発第 960 号) (介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課 : 赤嶺
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

問 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。

(答)

介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベア加算」という。）については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働大臣告示第 95 号）において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「ベースアップ等」という。）に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。

このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。

ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないように、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。

なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。